

☆臨時福祉給付金☆
 ☆子育て世帯臨時特例給付金☆

《平成27年9月1日から申請受付を開始します》

◇ **受付期間・時間・場所** ※土、日、祝日は受付できません。

受付期間	受付時間	受付場所
9月1日～9月30日	午前8時30分～午後8時 (ただし、月曜日は午後5時まで)	いきいき健康推進課 (保健福祉センター内)
10月1日～12月25日	午前8時30分～午後5時	

※ 申請書類は8月中旬ごろ対象者に郵送します。

◇ **提出書類**

○ 臨時福祉給付金の場合

- ・ 郵送された申請書（印鑑も忘れずにお願いします。）
- ・ 振込先銀行等の通帳の写し

※ 申請時に本人確認できるものをご持参ください。（運転免許証、保険証等）

○ 子育て世帯臨時特例給付金の場合

- ・ 郵送された申請書（印鑑も忘れずにお願いします。）

※ 児童手当の振込口座と異なる口座を希望する場合は、振込先銀行等の通帳の写しを添付のうえ、本人確認できるもの（運転免許証、保険証等）を持参してください。

※ 公務員の方は所属機関へお問い合わせ願います。

※ 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）を受給される方が対象となりますが、児童手当の現況届を未提出の場合は審査不能により不支給となることがあります。

◇ **給付額**

※ 給付金の支給は10月中旬ごろから開始します。

- 臨時福祉給付金・・・・・・・・給付対象者1人につき 6,000円
- 子育て世帯臨時特例給付金・・・対象児童1人につき 3,000円

<問合せ先> いきいき健康推進課 電話 28-5800

ジオパークガイド員を募集しています

日本ジオパークネットワーク加盟に向けて取り組んでいる「下北ジオパーク構想推進協議会」では、下北の魅力を来訪者へ紹介するガイド員を募集しています。興味のある方は<東通村経営企画課（27-2111）>までご連絡ください。

